

日本学術会議の設置形態等に関する論点对比

1. 設置形態

	「国の機関」の形態を維持	「独立の法人格」を有する団体に
中立性・独立性	<ul style="list-style-type: none"> 国の機関であっても制度設計により中立的提言は可能。民間資金の導入が、提言の中立性、独立性の保持に影響する恐れもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 場合により、政府の方針に批判的な提言もありうることを考慮すると、政府から独立した法人格を有することが、中立性・独立性の確保のため必要。
運営の柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> 国の機関であっても、制度設計によって柔軟性を保つことは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の機関の場合、予算的制約や制度的制約があり、柔軟な活動の妨げとなる。
提言への信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 行政や社会に受け入れられる提言を行うためには、公的な機関からの提言を尊重する我が国の実状から、現時点では国の機関であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 提言が行政や社会に尊重されるようにするためには、設置形態よりも提言自体の科学的水準や中立性により、その権威を高めることが重要。
財政的安定と柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> 寄附等の民間の資金のみで十全に活動を担保することは困難。 国の機関であっても、関連財団の活用により、寄附等を受けることは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した法人となっても、国庫からの支援により財政基盤は確保すべき。 法人となれば、寄附の受入、調査受託等により、自ら収入を確保することができる。
海外との比較	<ul style="list-style-type: none"> 欧米諸国とは異なり、わが国においては、社会も科学者コミュニティもまだ未成熟のため、国の機関としなければ存続できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧米諸国のアカデミーは、大半が法人格を有する団体。政府から財政補助は受けているが、独自の財政基盤(会費徴収、寄附、調査受託等)を持ち、政府からの独立性を維持。

2. 所管

以下のような議論があった。

- ・特定の政策目標を有する省庁にはなじまない。
- ・総合科学技術会議との連携が必要。
- ・政府の方針に批判的な提言もありうることを考慮することが必要。